

稲沢市市民参加条例に規定する市民参加手続の平成 29 年度実施状況 について（報告）

1 はじめに

稲沢市市民参加条例（以下「条例」という。）第 10 条の規定では、市民参加手続の対象となる施策毎に、「市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならない。」と定めています。

また、それに関連して、稲沢市審議会等の設置及び運営に関する要綱、稲沢市審議会等の会議の公開等に関する基準があり、それらにおいても「市民の市政への参画の機会を拡充し、公正で透明な行政を推進するとともに、簡素で効率的な行政の推進を図ること」を目的として掲げています。

市民参加の推進には、市民と市の双方が市民参加の現状を認識することが必要であり、特に市職員が全庁的状况を把握することは、市が市民参加の推進に真摯に取り組むために欠かせません。

そこで、各部課を対象に、平成 29 年度の市民参加手続の状況を調査しました。

その結果、13 課の 23 事業において、39 件の市民参加手続が実施されたことが分かりました。

2 市民参加の対象別実施状況

市民参加手続を実施した事業数について、条例第 6 条に規定の市民参加の対象別に区分すると【表 1】のとおりになります。また、その事業ごとの分類については【表 2】のとおりです。

【表 1】

条例条項等		市民参加の対象	事業数	構成比 (%)
第 6 条第 1 項	第 1 号	市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更	17	73.9 %
	第 2 号	市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	0	0 %
	第 3 号	広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃	2	8.7 %
	第 4 号	公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更	1	4.4 %
	第 5 号	前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの	3	13.0 %
計			23	100 %

【表2】

条例条項等		事業等
第6条第1項	第1号	第6次稲沢市総合計画策定事業、行政改革推進事業、 稲沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略、公共施設等総合管理計画策定事業、 第5期稲沢市障害福祉計画・第1期稲沢市障害児福祉計画策定事業、 第7期稲沢市介護保険事業計画・高齢者福祉計画策定事業、 第2期稲沢市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）策定事業、 子ども・子育て会議、観光基本計画策定事業、 稲沢市都市と緑のマスタープラン策定事業、稲沢市空家等対策計画、 稲沢市空家等対策協議会、稲沢市水道ビジョン、 男女共同参画プランⅡ（第2次改訂）、生涯学習推進計画、 史跡尾張国分寺跡保存整備計画、文化振興指針
	第3号	清洲駅路上喫煙禁止区域指定、違反防火対象物の公表
	第4号	稲沢西地区1号公園実施設計
	第5号	市有地B街区活用に関する検討、国府宮駅周辺再整備事業、 稲沢勤労青少年ホーム廃止の利用者説明会

2 市民参加の手續別実施状況

市民参加手續の具体的な方法は、条例第7条に定められています。

第1号に「審議会等の設置」、第2号に「パブリック・コメント手續」、第3号に「ワークショップ手續」、第4号に「公聴会手續」、第5号に「アンケート調査」が定められているほか、第6号で「前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法」と定め、前述の5手續以外であっても適用できることとしています（例：インタビュー（ヒアリング）、作文・アイデア等の募集など）。

以上を踏まえて、平成29年度に実施した市民参加手續の方法及び実施件数を見てみると、下表のとおり、7つの方法で39件実施されました（第6号「その他」も1つの方法として集計）。

条例条項等		市民参加手續の方法	実施件数 ()内は前年度	構成比 (%)
第7条 (市民参加手續の方法)	第1号	審議会等の設置	15 (12)	38.4 %
	第2号	パブリック・コメント手續	11 (3)	28.2 %
	第3号	ワークショップ手續	2 (1)	5.1 %
	第4号	公聴会手續	3 (0)	7.7 %
	第5号	アンケート調査	6 (4)	15.4 %
	第6号	インタビュー（ヒアリング）	1 (0)	2.6 %
		作文・アイデア等の募集	0 (0)	0 %
その他		1 (3)	2.6 %	
計			39 (23)	100 %

3 まとめ

今回の調査結果から分かった課題等について、次のとおり整理しました。

(1) 市民参加手続の実施について

1つの事務事業につき複数の市民参加手続を併用した事業数は10事業で、前年度の3事業から増加しています。

市民参加手続の実施に当たっては、対象となる施策等の内容、企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすくなるよう工夫して実施することを求めています。

複数の方法を併用することは、市民からより広範に意見等を求めることに繋がるため、市政への市民参加の推進を図る上で有効な手段です。

そのため、条例で規定している手続以外に、「その他適当と認める方法」についても新たな手法を検討し、既存の手続と組み合わせるなど、複数の方法の併用について検討していくことが重要と考えます。

(2) 「審議会等の設置」について

実施件数が15件と最も多かった「審議会等の設置」については、会議の公開、会議録の公表、委員の選任における公募委員及び女性委員の積極的登用が求められています。

これらについての調査結果は、下表のとおりでした。女性委員については、登用している会議の割合が高く、実施担当課の意識の高さが表れた結果となりましたが、公募委員の登用については十分とは言い難い結果でした。

また、会議の公開及び会議録の公表については、条例等において公開・公表を標準としており、引き続き透明性の確保に向け取り組んでいく必要があると考えます。

※平成29年度中に開催のあった審議会を集計の対象としています。

項目	会議数	割合 (%)
会議の公開	11 会議	73.3 %
会議録の公表	12 会議	80.0 %
女性委員の登用	12 会議	80.0 %
委員の公募	7 会議	46.7 %

項目	人数	割合 (%)
委員全体	225 人	—
女性委員	58 人	25.8 %
公募委員	21 人	9.3 %

(3) 「パブリック・コメント手続」について

「パブリック・コメント手続」の実施件数は、前年度（3件）と比較すると、施策等の策定案件自体が多かったこともあり、11件に増加しています。

案件毎の意見数については、多くの方から多数の意見をいただいた案件（33人から31件 ※連名のため。）がある一方、意見数は多いが提出者数が少ない案件（3人から36件）や、意見をいただけなかった案件も見受けられ、十分とは言い難い結果でした。

少数であっても有益な意見が寄せられることもありますので、一概に提出者数や件数のみで良し悪しを判断することはできませんが、パブリック・コメント制度が市民に対して十分に浸透していないことも事実です。

今後は、制度の啓発に一層尽力するとともに、できるだけ多くの意見がいただけるよう、市民への周知方法の改善を図っていく必要があると考えます。

(4) 全体について

全庁的な市民参加の推進には、職員全体の意識を保つことが不可欠と考えます。以上の結果及び課題を踏まえ、引き続き制度改善に向けた調査・研究に努め、市民協働による魅力ある地域社会の実現を目指し、更なる市民参加の推進に取り組んでいきます。